

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第14期第1四半期
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上雅博

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 瀬越俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 瀬越俊哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	65,557	262,027
経常利益	(百万円)	32,412	121,511
四半期(当期)純利益	(百万円)	19,158	62,617
純資産額	(百万円)	224,625	250,672
総資産額	(百万円)	318,507	369,660
1株当たり純資産額	(円)	3,722.81	4,100.94
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	317.50	1,035.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	317.09	1,033.79
自己資本比率	(%)	69.7	67.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,446	81,493
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,877	16,981
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	49,897	26,192
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	66,698	113,027
従業員数	(名)	4,144	3,759

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における、当グループにおいて営まれている事業の内容の重要な変更および主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 事業内容の重要な変更

事業の内容に重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

広告事業

平成20年4月1日付で、当社は株式会社ブレイナー（連結子会社）を吸収合併しております。

ビジネスサービス事業

平成20年4月1日付で、当社は株式会社アルプス社（連結子会社）を吸収合併しております。

3 【関係会社の状況】

平成20年4月1日付で、当社は株式会社アルプス社（連結子会社）および株式会社ブレイナー（連結子会社）を吸収合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	4,144 (452)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 従業員数が当四半期連結会計期間において385名増加しているのは、業務拡大に伴う採用の増加であります。なお、事業の種類別セグメントごとの従業員の状況は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	1,562 (176)
ビジネスサービス事業	1,460 (203)
パーソナルサービス事業	437 (21)
全社（共通）	685 (52)
合計	4,144 (452)

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,459 (286)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。
- 4 従業員数が当四半期会計期間において762名増加しているのは、業務拡大に伴う採用の増加、連結子会社の合併および連結子会社からの従業員の受け入れであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、事業の種類別に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
広告事業	33,683
ビジネスサービス事業	14,001
パーソナルサービス事業	17,897
消去又は全社	(24)
合計	65,557

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当グループにおける売上項目の内容

項目	売上項目の内容
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(バナー広告、テキスト広告、メール広告)、企画広告制作費 ・ 検索連動広告等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金等

< 広告事業 >

当第1四半期連結会計期間における広告事業は、景気全般が減速し広告市況へ与える影響が大きくなり

つつあるなか、広告会社との連携をより一層強め広告主のニーズに沿った提案を行い広告出稿の獲得に努めました。

特に利用者の行動履歴を基にした配信を行う行動ターゲティング広告が前年同四半期比で大幅に売上を拡大したほか、利用者の属性やエリア情報を組み合わせたデモグラフィック行動ターゲティング広告やエリア行動ターゲティング広告の出稿も順調な伸びを示しました。この結果、行動ターゲティング広告全体として不動産・建設、金融・保険・証券、交通・レジャー、自動車・関連品、化粧品・トイレットリー、食品関連の企業からの出稿が大きく伸びました。また、主力商品である「プライムディスプレイ」については、行動ターゲティング広告での配信量が増加し売上拡大につながったほか、ネットワーク化による広告掲載も進展しました。Yahoo! JAPANトップページに掲載される「ブランドパネル」も前年同四半期と比較し堅調に推移しているほか、動画広告配信機能を組み込むことでより高いブランディング効果を目的とする広告主のニーズに応えられる「ブランドパネルインターネットCMプラス」の評価も高まっています。

検索連動広告は、広告掲載企業の増加や品質インデックスと入札単価を考慮した広告掲載による効果があったほか、オーバーチュア株式会社の連結子会社化に加えて、オープン化の一環である当グループ以外の媒体での採用も増加し、前年同四半期と比較して大幅に売上が拡大しました。なお、検索サービスの利用や広告掲載企業数は順調に推移しましたが、景気の減速に伴い大手広告主を中心に投稿意欲の低下が見られ、前四半期比では売上が微減となりました。モバイル広告の売上に関しては、検索連動広告の伸びにより好調に推移しました。

注目の広告企画につきましては、トヨタ自動車株式会社の協賛による地球環境をテーマとした「Yahoo! JAPAN アースプロジェクト」や、トヨタ自動車株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社資生堂などの協賛によるハイクオリティー雑誌20誌が参加するウェブサイト「X BRAND presented by Yahoo! JAPAN」などが話題となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の広告事業の売上高は336億円、営業利益は177億円となり、全売上高に占める割合は51.4%となりました。

< ビジネスサービス事業 >

当第1四半期連結会計期間におけるビジネスサービス事業は、「Yahoo!不動産」において引き続き掲載情報の獲得に注力し前年同四半期比で売上が好調に推移したものの、景気全般の減速感に伴う企業の人材採用意欲の低下などにより「Yahoo!リクナビ」の売上が前年同四半期と比べ減少しました。「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」においては、「2007年 年間ベストストア」に輝いたストアの特集を掲載するなどストア出店の魅力の訴求に注力したほか、引き続き新規ストアの獲得にも努めた結果、平成20年6月末現在の「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」の合計ストア数は32,061店舗と前年同月末と比べて3,693店舗（13.0%増）増加しました。これに伴い、テナント料および手数料収入が順調に推移しました。また、母の日・父の日など季節の販促特集を展開して利用の拡大に努めた結果、「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!トラベル」、「Yahoo!チケット」を合計したコマース取扱総額は2,377億円（前年同四半期比2.9%増）となり、特にモバイル経由のコマース取扱高は前年同四半期と比べて大幅に拡大しました。リサーチ関連の売上については、ヤフーバリューインサイト株式会社との連携を強め、前年同四半期と比べ微増となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のビジネスサービス事業の売上高は140億円、営業利益は55億円となり、全売上高に占める割合は21.4%となりました。

< パーソナルサービス事業 >

当第1四半期連結会計期間におけるパーソナルサービス事業は、「Yahoo!オークション」において、「Yahoo!ポイント」と連動した販促企画やPC版・モバイル版でのさまざまな出品無料キャンペーンを実施するなど取引機会の拡大に努め、特に出品者ID数の増加につながりました。取扱高については、不調が続いていた自動車、オートバイカテゴリが前年同四半期に比べプラスに転じるなど回復傾向がみられましたが、システム利用料収入は微減となりました。「Yahoo!プレミアム」においては、引き続き会員価値の向上に努めた結果、平成20年6月末のYahoo!プレミアム会員ID数は706万IDと前年同月末に比べて89万ID(14.6%増)増加し、初めて700万IDを突破しました。更に、プレミアム会員限定で株式会社USENの動画配信サイト「Video Complex」の月額会員費割引や株式会社第一興商「ビッグエコー」のカラオケ室料の割引など、外部パートナーとの会員特典の連携を開始しました。有料コンテンツの売上については、前年同四半期と比べ「Yahoo!パートナー」、「Yahoo!コミック」、「Yahoo!縁結び」が大きく伸びたほか、「Yahoo!メール」、「Yahoo!占い」なども順調に推移しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のパーソナルサービス事業の売上高は178億円、営業利益は127億円となり、全売上高に占める割合は27.3%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動による資金の増加は、法人税等の支払があったものの、利益等の増加により、当四半期は5,446百万円となりました。

当四半期の投資活動においては、主にサーバー等設備の取得およびソフトウェアの取得による支出があったことにより、1,877百万円の支出となりました。

当四半期の財務活動においては、主に自己株式の取得、長期借入金の返済および配当金の支払により、49,897百万円の支出となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の当四半期末残高は66,698百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は87百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,502,816.12	59,284,577.68	東京証券取引所 (市場第一部) ジャスダック証券取引所	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式
計	60,502,816.12	59,284,577.68		

- (注) 1 提出日現在の発行数からは、平成20年8月8日付で消却した自己株式1,218,494.44株を控除しております。
 2 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく
 新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権
株主総会の特別決議日(平成12年1月21日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,432
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,270
新株予約権の行使期間	平成14年1月22日～平成22年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,270 資本組入額 25,635
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年6月16日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,048
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,086
新株予約権の行使期間	平成14年6月17日～平成22年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 38,086 資本組入額 19,043
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成12年12月8日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,654
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,416
新株予約権の行使期間	平成14年12月9日～平成22年12月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 19,416 資本組入額 9,708
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,835
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～平成23年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,732
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～平成23年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,456
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,024
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	251
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,064
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	45
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,152
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	571
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,136
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第2回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	228
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,315
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,260
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	131
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	262
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	83
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたとところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	8,203
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,203
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～平成28年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	282
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～平成28年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成29年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（（注）5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてののみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	613
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	613
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～平成29年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	9,818
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,818
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～平成29年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注) 1 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてののみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	743
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	743
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,162
新株予約権の行使期間	平成21年10月25日～平成29年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,162 資本組入額 25,581
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	816
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	816
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,500
新株予約権の行使期間	平成22年1月31日～平成30年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,500 資本組入額 23,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,059
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,059
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,781
新株予約権の行使期間	平成22年4月26日～平成30年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,781 資本組入額 25,891
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注) 1 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \\ \text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)1	794	60,502,816.12	6	7,372	6	2,453

(注)1 スtock・オプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

2 当第1四半期会計期間末日後、平成20年8月8日に自己株式を消却したため、発行済株式総数残高は59,284,577.68株となりました。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,932		権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 60,500,077	60,500,077	同上
端株	普通株式 13.12		同上
発行済株式総数	60,502,022.12		
総株主の議決権		60,500,077	

(注)1 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が2,740株(議決権2,740個)含まれております。

2 「端株」欄の普通株式には、自己株式0.48株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー株式会社	東京都港区六本木 六丁目10番1号	1,932		1,932	0.0
計		1,932		1,932	0.0

(注) 当第1四半期会計期間において自己株式の取得等による増加があり、当第1四半期会計期間末に所有する自己株式数は889,080.44株となりました。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	55,400	47,650	46,500
最低(円)	44,750	42,100	40,350

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 最高財務責任者 兼 管理本部長	取締役 最高財務責任者 兼 経営戦略本部長 兼 管理本部長	梶川 朗	平成20年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,698	113,027
売掛金	34,192	36,831
たな卸資産	1 192	1 240
その他	15,565	16,306
貸倒引当金	1,749	2,095
流動資産合計	114,899	164,310
固定資産		
有形固定資産	2 16,391	2 16,623
無形固定資産		
のれん	2,940	2,525
その他	11,667	11,277
無形固定資産合計	14,608	13,803
投資その他の資産		
投資有価証券	161,684	163,922
その他	10,966	11,019
貸倒引当金	42	18
投資その他の資産合計	172,608	174,922
固定資産合計	203,608	205,349
資産合計	318,507	369,660
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,797	6,620
短期借入金	20,020	20,000
未払法人税等	12,313	29,154
その他	36,739	33,201
流動負債合計	73,870	88,976
固定負債		
長期借入金	20,000	30,000
その他	11	10
固定負債合計	20,011	30,010
負債合計	93,882	118,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,372	7,366
資本剰余金	2,453	2,447
利益剰余金	249,476	236,605
自己株式	38,183	28
株主資本合計	221,119	246,390
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	811	1,716
評価・換算差額等合計	811	1,716
新株予約権	147	116
少数株主持分	2,547	2,449
純資産合計	224,625	250,672
負債純資産合計	318,507	369,660

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	65,557
売上原価	6,946
売上総利益	58,611
販売費及び一般管理費	¹ 25,713
営業利益	32,898
営業外収益	
受取利息	48
受取補償金	71
その他	95
営業外収益合計	215
営業外費用	
支払利息	139
持分法による投資損失	369
その他	191
営業外費用合計	700
経常利益	32,412
特別利益	
投資有価証券売却益	696
その他	12
特別利益合計	709
特別損失	
投資有価証券消却損	² 17
特別損失合計	17
税金等調整前四半期純利益	33,105
法人税、住民税及び事業税	12,287
法人税等調整額	1,490
法人税等合計	13,778
少数株主利益	167
四半期純利益	19,158

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	33,105
減価償却費	2,508
のれん償却額	200
貸倒引当金の増減額(は減少)	321
ポイント引当金の増減額(は減少)	104
役員賞与引当金の増減額(は減少)	151
投資有価証券売却損益(は益)	696
持分法による投資損益(は益)	369
売上債権の増減額(は増加)	2,883
仕入債務の増減額(は減少)	1,811
その他の流動資産の増減額(は増加)	818
その他の流動負債の増減額(は減少)	241
未払消費税等の増減額(は減少)	711
その他	81
小計	34,499
法人税等の支払額	29,052
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,446
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,327
無形固定資産の取得による支出	889
投資有価証券の取得による支出	20
投資有価証券の売却による収入	1,016
その他	341
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,877
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	10,000
株式の発行による収入	13
自己株式の取得による支出	33,324
配当金の支払額	6,303
その他	283
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,897
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	46,328
現金及び現金同等物の期首残高	113,027
現金及び現金同等物の四半期末残高	66,698

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 連結の範囲の変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間における連結範囲の異動は減少2社であり、内容は以下のとおりであります。</p> <p>合併による減少</p> <p>(株)アルプス社 (株)ブレイナー</p> <p>当社は平成20年4月1日付で、(株)アルプス社および(株)ブレイナーを吸収合併いたしました。</p>
<p>2 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>たな卸資産については、従来、主として原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 売上高の会計処理の変更</p> <p>従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当第1四半期連結会計期間より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。当該変更は、パートナーサイトを通じた事業機会拡大を図るオープン化戦略を展開し収益の多様化を図る中、当社とパートナーや代理店との役割分担およびリスク負担をあらためて検討した結果、売上高を純額で表示することがより合理的であると判断したことにより、当該変更により、変更を行わなかった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間の売上高は6,963百万円、売上原価は3,793百万円、販売費及び一般管理費は3,170百万円、それぞれ少なく計上されており、その結果、売上総利益は3,170百万円少なく計上されております。営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益への影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																
1 たな卸資産	<table> <tr><td>商品</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>製品</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>仕掛品</td><td>25百万円</td></tr> <tr><td>貯蔵品</td><td>144百万円</td></tr> </table>	商品	0百万円	製品	22百万円	仕掛品	25百万円	貯蔵品	144百万円	<table> <tr><td>商品</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>製品</td><td>30百万円</td></tr> <tr><td>仕掛品</td><td>28百万円</td></tr> <tr><td>貯蔵品</td><td>180百万円</td></tr> </table>	商品	0百万円	製品	30百万円	仕掛品	28百万円	貯蔵品	180百万円
商品	0百万円																	
製品	22百万円																	
仕掛品	25百万円																	
貯蔵品	144百万円																	
商品	0百万円																	
製品	30百万円																	
仕掛品	28百万円																	
貯蔵品	180百万円																	
2 有形固定資産の減価償却累計額	26,978百万円	25,641百万円																
3 貸出コミットメント	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>貸出コミットメントの総額</td><td>15,973百万円</td></tr> <tr><td>貸出実行残高</td><td>1,047百万円</td></tr> <tr><td>差引額</td><td>14,925百万円</td></tr> </table>	貸出コミットメントの総額	15,973百万円	貸出実行残高	1,047百万円	差引額	14,925百万円	<p>当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>貸出コミットメントの総額</td><td>14,885百万円</td></tr> <tr><td>貸出実行残高</td><td>943百万円</td></tr> <tr><td>差引額</td><td>13,942百万円</td></tr> </table>	貸出コミットメントの総額	14,885百万円	貸出実行残高	943百万円	差引額	13,942百万円				
貸出コミットメントの総額	15,973百万円																	
貸出実行残高	1,047百万円																	
差引額	14,925百万円																	
貸出コミットメントの総額	14,885百万円																	
貸出実行残高	943百万円																	
差引額	13,942百万円																	

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 主な販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額	190百万円
2 投資有価証券消却損 当社が子会社を合併する際に、子会社の新株予約権者より当社が買取った新株予約権を消却したものであります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	66,698百万円
現金及び現金同等物計	66,698百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	60,502,816.12

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	889,080.44

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権			147
合計				147

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,292	104	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、当第1四半期連結会計期間において、平成20年5月23日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、自己株式の取得を行いました。この結果、主にこの影響により、当第1四半期連結会計期間において、自己株式が38,155百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において38,183百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	33,683	14,001	17,897	65,582	(24)	65,557
営業利益	17,790	5,562	12,793	36,146	(3,247)	32,898

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告(パナー広告、テキスト広告、メール広告)、 企画広告制作費 ・ 検索連動広告等
ビジネスサービス事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!不動産」、「Yahoo!自動車」等の情報 掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・ 手数料 ・ 「Yahoo!BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、ビジネスエクスプレス、「Yahoo!ウェブホス ティング」等の売上
パーソナルサービス事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ 「Yahoo!BB」のISP料金、コンテンツ料金等

(3) 「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2 会計方針の変更 (3) 売上高の会計処理の変更」にも記載があるとおり、従来、売上原価に計上していた当社のパートナーである他のサイト運営会社に支払うTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、当第1四半期連結会計期間より、売上高から控除する方法(純額表示)に変更いたしました。この変更により、当第1四半期連結会計期間の売上高は前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、広告事業が5,699百万円、ビジネスサービス事業が328百万円、パーソナルサービス事業が936百万円減少しております。なお、セグメント別の営業利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	3,722.81円	1株当たり純資産額	4,100.94円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	224,625	250,672
普通株式に係る純資産額(百万円)	221,930	248,107
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	147	116
少数株主持分	2,547	2,449
普通株式の発行済株式数(株)	60,502,816	60,502,022
普通株式の自己株式数(株)	889,080	1,932
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	59,613,735	60,500,089

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	317.50円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	317.09円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	19,158
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	19,158
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	60,342,795
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(百万円)	
普通株式増加数(株)	77,337
(うち新株引受権)	(55,217)
(うち新株予約権)	(22,120)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

自己株式の取得および消却決議について

平成20年5月23日開催の取締役会の自己株式の取得決議に基づき、当第1四半期連結会計期間以降、取得した株式数および取得価額は以下のとおりであります。

・取得した株式の数	329,414株
・取得価額	13,817百万円

当該株式の取得により、平成20年5月23日開催の取締役会決議による自己株式の取得は終了いたしました。その結果、当該取得期間を通じて取得した株式の総数および取得総額は以下のとおりであります。

・取得した株式の総数	1,210,000株
・取得総額	51,639百万円

また、当社は平成20年7月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 消却の理由	資本効率の向上と株主還元
(2) 消却の方法	利益剰余金からの減額
(3) 消却する株式の種類	普通株式
(4) 消却する株式の数	1,218,494.44株
(5) 消却の時期	平成20年8月8日
(6) 消却後の発行済株式総数	59,284,577.68株

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月 1日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 松 本 保 範 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 望 月 明 美 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は売上原価に計上していたTAC(Traffic Acquisition Cost)や販売費及び一般管理費に計上していた販売代理店等に支払う手数料について、売上高から控除する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。